

支出して常任執行委員の承認を得ることとする。
第五條 支部規約は、党の支部規約の準則に據るを要す。

第二節 支部联合会

第四十六條 一支部以上二つ以上の支部ある場合は、支部联合会を組織するものとする。
第四十七條 支部联合会の規約は、支部联合会準則に依るを要す。

第五章 党費及会計

第四十八條 党本部費は、党費一名につき年額五十文とし、党本部財務部に納入するものとする。

第四十九條 聯合会費及支部費は、当該聯合会及支部にて決定し、常任中央執行委員会の承認を要するを要す。

第五十條 党の予算は、大会に於て決議を得ることとする。

第五十一條 党の会計年度は、毎年十二月一日より翌年十一月三十日までとし、決算報告を日し、大会の承認を得るを要す。

第五十二條 支部間支部の会計は、独立會計とする。

第五十三條 支部の会計は、支部の監督するものとする。

第五十四條 支部の規約は、支部規約の準則に據るものとする。

第五十五條 党の規約は、党規約の準則に據るものとする。

第五十六條 党の規約は、党規約の準則に據るものとする。

第五十七條 党の規約は、党規約の準則に據るものとする。

第五十八條 党の規約は、党規約の準則に據るものとする。
第五十九條 党の規約は、党規約の準則に據るものとする。

第七章 附則

第六十條 本規約に基く施行細則は、支部規約の準則、支部联合会準則、支部联合会準則は、中央執行委員会の承認を得るを要す。
第六十一條 本規約は、中央執行委員会の承認を得るを要す。

第六十二條 本規約は、中央執行委員会の承認を得るを要す。

第六十三條 本規約は、中央執行委員会の承認を得るを要す。

中央執行委員會議提出 河野武彦

一、政府の推移と之の意義